

# 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の経緯



## 【規制措置が撤廃された国】

## 【最近の輸入規制緩和の例】

(2021年10月10日現在)

| 撤廃年   | 撤廃月及び国・地域名   | 緩和年月    | 国・地域名    | 緩和の主な内容   |
|-------|--|---------|----------|---|
| 2011年 | 6月：カナダ、ミャンマー<br>7月：セルビア<br>9月：チリ                         | 2019年3月 | シンガポール   | ・放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可<br>に   |
| 2012年 | 1月：メキシコ<br>4月：ペルー<br>6月：ギニア<br>7月：ニュージーランド<br>8月：コロンビア   | 10月     | マカオ      | ・輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明<br>で輸入可能に<br>・放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイ<br>ン証明に変更<br>・放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に |
| 2013年 | 3月：マレーシア<br>4月：エクアドル<br>9月：ベトナム                          | 11月     | EU、EFTA  | ・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小<br>（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）  |
| 2014年 | 1月：イラク、オーストラリア   |         |          |   |
| 2015年 | 5月：タイ※一部の野生動物肉を除く<br>11月：ボリビア                            | 2020年1月 | シンガポール   | ・輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及<br>び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除  |
| 2016年 | 2月：インド<br>5月：クウェート<br>8月：ネパール<br>12月：イラン、モーリシャス          | "       | インドネシア   | ・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→不要に<br>・放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に   |
| 2017年 | 4月：カタール、ウクライナ<br>10月：パキスタン<br>11月：サウジアラビア<br>12月：アルゼンチン  | 5月      | インドネシア   | ・放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の農産物)→不要に   |
| 2018年 | 2月：トルコ<br>7月：ニューカレドニア<br>8月：ブラジル<br>12月：オマーン             | 2021年1月 | 香港       | ・5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉<br>乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止  |
| 2019年 | 3月：バーレーン<br>6月：コンゴ民主共和国<br>10月：ブルネイ                      | 3月      | 仏領ポリネシア  | ・①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用の工サ(fishing bait)<br>として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書<br>→不要に  |
| 2020年 | 1月：フィリピン<br>9月：モロッコ<br>11月：エジプト<br>12月：レバノン、UAE※野生鳥獣肉を除く | 10月     | EU、EFTA※ | ・検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小<br>（栽培されたきのご類等を検査証明及び産地証明対象から除外等）   |
| 2021年 | 1月：イスラエル<br>5月：シンガポール<br>9月：米国                           |         |          |   |

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。北アイルラ  
ンドを除く英国については、2021年10月以前の旧EU規則に準拠。